

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

第 1 ごみ処理実施計画

1 計画区域

浦安市全域

2 期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 一般廃棄物の区分、種類及び排出量の見込み

単位：t／年度

区分		種類（※１）	年間排出量	家庭系	事業系
燃やせるごみ		生ごみ、ゴム製品、 プラスチック製品、 紙くず等	51,218	25,524	22,194
				(松戸市分) 3,500 (※２)	
燃やせないごみ		金属類、ガラス類、 せともの類等	1,299	871	428
粗大ごみ		寝具、家具、自転 車、じゅうたん等 (※３)	2,147	2,022	125
有害ごみ		乾電池、コイン電 池、蛍光管、水銀体 温計及び発火性危険 物（※４）	2	1	1
資 源 物	紙類	新聞（折り込み広告 を含む。）、雑誌 （紙製容器包装を含 む。）及び段ボール	2,247	2,246	1
	瓶	食料品及び飲料品の 空き瓶	1,487	1,447	40
	缶	食料品及び飲料品の 空き缶	459	447	12

	ペットボトル	清涼飲料水、しょうゆ、酒類、乳飲料等のペットボトル（※5）	666	655	11
	不用はがき	年賀はがき等	1	1	0
	廃食油	植物性廃食油	1,930(ℓ)	1,930(ℓ)	0(ℓ)
	古着古布	衣類	35	35	0
	小型家電	携帯電話端末、ゲーム機、デジタルカメラその他の小型家電	18	18	0
その他	食品残渣 ^さ	学校給食残渣 ^さ 等	4,530	0	4,530
	植栽	草・木等	900	0	900
	難古紙	紙製容器等	500	0	500
	合 計 (廃食油)		65,509 t (1,930ℓ)	36,767 t (1,930ℓ)	28,742 t (0ℓ)
	小動物死体		490(体)		

※1 事業系においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項に規定する一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要と認める産業廃棄物を含む。

※2 松戸市との協定に基づき受け入れるもの

※3 体積が20,000立方センチメートルを超えるもの又は一辺が50センチメートル以上で200センチメートル未満のもの

※4 発火性危険物とは、エアゾール缶（スプレー缶及びカセット式ガスボンベ（中身が入ったものを含む。））及び小型充電式電池（当該電池を内蔵した製品を含む。）をいう。

※5 このほか、しょうゆ加工品、みりん、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料（食用油脂を含まず、かつ、簡易的な洗浄により臭いを除去することができるものに限る。）等のペットボトルを含む。

4 収集運搬計画

(1) 収集、運搬及び処分をする一般廃棄物の区分等

区分			収集回数	処理主体	収集形態	収集量 (t / 年度)		
家庭系廃棄物	戸別・集積所収集・搬入	燃やせるごみ		週 3 回	市	委託	25, 524	
		燃やせないごみ		月 2 回		委託	871	
		粗大ごみ		申込制		委託	441	
						直接搬入	1, 581	
		有害ごみ		月 2 回		委託	1	
		資源物	紙類	週 1 回		委託	2, 246	
			瓶	週 1 回		委託	1, 447	
			缶	週 1 回		委託	447	
			ペットボトル	週 1 回		委託	655	
		小 計 33, 213 t						
	拠点回収	不用はがき		年 1 回	市	直営	1	
		廃食油		月 1 回		委託	1, 930 (ℓ)	
		古着古布		月 1 回		委託	35	
		小型家電		不定期		委託	18	
		小 計 54 t (廃食油 1, 930ℓ)						
	家庭系一般廃棄物 小 計 33, 267 t (廃食油 1, 930ℓ)							
	燃やせるごみ				直接搬入	22, 194		
					許可業者			
					燃やせないごみ		直接搬入	428
							許可業者	

事業系一般廃棄物	粗大ごみ		必要の都度	排出者	直接搬入	125	
					許可業者		
	有害ごみ				直接搬入	1	
					許可業者		
	資源物	紙類			直接搬入	1	
					許可業者		
		瓶			直接搬入	40	
					許可業者		
	缶	直接搬入			12		
		許可業者					
		ペットボトル			直接搬入	11	
					許可業者		
	その他				食品残渣 ^さ	直接搬入	4,530
						許可業者	
		植栽			直接搬入	900	
					許可業者		
		難古紙			直接搬入	500	
					許可業者		
事業系一般廃棄物 小 計 28,742 t							
合 計 62,009 t (廃食油 1,930ℓ)							
小動物死体		クリーンセンターに直接搬入するか、市が収集、運搬及び処分をする。	直接搬入	490(体)			
			市				

※ 家庭系廃棄物の戸別・集積所収集量は、事業系少量一般廃棄物指定収集袋による排出を含む。

※ 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条各号に掲げる機械器具については、粗大ごみの排出方法を適用しない。

※ 家庭系廃棄物の燃やせないごみ及び有害ごみの収集日は、各月の第1回目及び第3回目の指定曜日とする。

(2) 一般廃棄物の収集方法及び排出方法
ア 家庭系廃棄物

家庭系廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。）は、(1)の「収集、運搬及び処分をする一般廃棄物の分別の区分」により、市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入する。

家庭系廃棄物の収集は、戸別収集を原則とし、排出場所は、戸建て住宅の場合は、自宅敷地と前面道路の境界付近とする。廃棄物収集車の侵入が困難な場合など、家庭系廃棄物の戸別収集が困難な住宅の住民が廃棄物を排出する場所は、収集作業員が収集可能な場所（以下「地域の集積所」という。）とし、近隣住民とともに、通行の妨げにならないように廃棄物を排出すること。

集合住宅の住民が家庭系廃棄物を排出する場所は、住んでいる集合住宅に住民専用の廃棄物集積所（以下「集積所」という。）が備わっている場合は、当該集積所とする。集積所が備わっていない場合は、地域の集積所に、近隣住民とともに、通行の妨げにならないように廃棄物を排出すること。なお、地域の集積所は市と協議して決定し、利用する住民が適切に管理すること。

(ア) 燃やせるごみ

市の指定ごみ袋に入れ、指定曜日の午前7時から午前8時までの間に排出すること。ただし、剪定枝は市の指定ごみ袋に入れずに、長さ50センチメートル未満、幹の太さは5センチメートル以内に切って、直径が15センチメートル以内に束ねて出すこと。排出時は外から中身が見えない容器や蓋付きで開けにくい容器は使用しないこと。

1回の排出量は、5袋までとする。

(イ) 燃やせないごみ

市の指定ごみ袋に入れ、指定曜日の午前7時から午前8時までの間に排出すること。割れたガラス、包丁の刃等の鋭利なものは、新聞等で包むこと。

1回の排出量は、5袋までとする。

(ウ) 粗大ごみ

電話又はインターネットで申込み後、市が発行した処理券を貼り付けて、指定日の午前7時から午前8時までの間に指定場所に排出すること。又はクリーンセンターへ直接持ち込むこと。

(エ) 有害ごみ

それぞれ透明な袋（市の指定ごみ袋を除く。）に入れ、指定曜日の午前7時から午前8時までの間に排出すること。

(オ) 紙類（新聞、雑誌及び段ボール）

それぞれひもで束ね、指定曜日の午前7時から午前8時までの間に排出すること。

(カ) 瓶

中をすすいでから、指定曜日の午前7時から午前8時までの間に回収用の専用コンテナに直接排出すること。

(キ) 缶

中をすすいでから、潰して、指定曜日の午前7時から午前8時までの間に回収用の専用コンテナに直接排出すること。

(ク) ペットボトル

ラベルとキャップを外し、中をすすいでから、潰して、指定曜日の午前7時から午前8時までの間に回収用の専用ネットに直接排出すること。

(ケ) 不用はがき

12月から1月にかけて市役所等の公共施設に設置している回収用のボックスに直接排出すること。

(コ) 廃食油

月に一度の回収日に、市役所、公民館に設置しているポリタンクに午前9時から午後2時までの間に直接排出すること。

(サ) 古着古布

月に一度の回収日に、中身が見える透明な袋に種類ごとに入れて、午前9時から午後2時までの間に市役所又は公民館に持ち込むこと。

(シ) 小型家電

市役所、公民館等の公共施設に設置している回収用のボックスに随時直接排出すること。

イ 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物（浦安市内で生じたものに限る。）は、事業者が自ら浦安市クリーンセンターに搬入するか、又は市長が許可した収集運搬業者に運搬させなければならない。ただし、1日のごみの排出量が45リットル袋で1袋程度の事業者は、市に届出をすることで、事業系少量一般廃棄物指定収集袋による排出ができる。

(3) 排出禁止物の種類及び処理に係る市長の指示

次に掲げるものは、市の指定する集積場所及び指示する場所には、排出することができないものとする。

ア 個別リサイクル法等に基づき製造業者等により回収される廃棄物

イ 浦安市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

ウ 引っ越し等に伴い一時的に多量に発生する廃棄物

エ その他家庭系廃棄物の処理に著しい支障が生ずるもの

種類	市長の指示
特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式、有機EL式）電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機）	排出者は、小売業者に引取りを依頼するか、又は専門業者に収集及び運搬を依頼し、製造業者等が適正に再商品化することができるようにするものとする。
パソコン（デスクトップ型パソコン本体及びノートブック型パソコン）、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ	排出者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、使用済みパソコンを再資源化するものとする。回収する製造業者がある場合は製造業者に、回収する製

及びディスプレイ一体型パソコン	造業者がない場合（自作パソコン、倒産した製造業者のパソコン等）は、一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を依頼する。ただし、ノートブック型パソコンは小型家電として市役所、公民館等の公共施設に設置している回収用のボックスに随時直接排出することができる。
自動二輪車及び原動機付自転車	排出者は、製造業者等により自主回収が行われている自動二輪車及び原動機付自転車を、廃棄二輪車取扱店又は指定引取り窓口に引き渡し、再資源化するものとする。
消火器	排出者は、製造業者又は取扱店に引取りを依頼する、又は浦安市で貸与したものについては浦安市消防本部、今川出張所、堀江出張所又は日の出出張所に引取りを依頼する。
プロパンガスボンベ	排出者は、取扱店に引取りを依頼する。
灯油、ガソリン及びオイル	排出者は、ガソリンスタンドに引取りを依頼する。
バッテリー及びタイヤ	排出者は、購入店、自動車販売店、ガソリンスタンド、カーショップ又はタイヤ専門店で引取りを依頼する。
自動車部品、ピアノ、ボウリングの玉、建築廃材（ブロック、レンガ、土砂、大型木材、コンクリート等）及び耐火金庫	排出者は、取扱店又は購入店に引取りを依頼する。
農薬、劇薬及び薬品類	排出者は、製造業者又は購入店に引取りを依頼する。
引っ越し等に伴い一時的に多量に発生する廃棄物	排出者は、浦安市クリーンセンターに自ら搬入するか、又は市長が許可した収集運搬業者に依頼する。

在宅医療廃棄物	排出者は、関係機関及び関係団体と協議又は調整を行い、その性状及び種類に応じて適正に処理するものとする。
その他市の行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼす物	排出者は、購入店で引き取ってもらうか、又は専門の処理業者に依頼し、適正に処理するものとする。

5 適正処分計画

(1) 中間処理

中間処理量及び方法

区分	処理量 (t / 年度) (※ 1)	処理方法等		処理主体
燃やせるごみ	51,218 (※ 2)	焼却処理	燃やせるごみを焼却処理する。	市 (委託)
燃やせないごみ	1,299	破碎処理	燃やせないごみを破碎後、選別し、埋立て処分及び再資源化する。	
粗大ごみ	2,147	焼却処理及び 破碎処理	粗大ごみを破碎し、可燃系については焼却処理、不燃系については埋立て及び再資源化する。	
有害ごみ	2	選別保管処理	選別後、再資源化する。	
瓶	1,487	選別保管処理	活瓶と色別の瓶（無色、茶色及びその他）に選別し、活瓶は再利用、色別の瓶はカレット化して、再資源化する。	
缶	459	選別圧縮成形 保管処理	磁選機によりスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮成形して、再資源化する。	

ペットボトル	666	選別保管処理	選別圧縮処理後、再資源化する。	
紙類	2, 247			
不法投棄物（バッテリー、廃タイヤ及び消火器）	2			専門業者に処理を委託する。
食品残渣 ^さ	17	資源化	メタン発酵	J & T 環境株式会社
	1, 891			バイオエナジー株式会社
	1, 116		飼料化	株式会社アルフォ
	1, 506			株式会社農業技術マーケティング
植栽	900		発酵による堆肥化	株式会社農活
難古紙	500		製品化	株式会社坪野谷紙業
合計 65, 457t				

※1 処理量は、処理施設への搬入量ベースの値を示す。

※2 松戸市との協定に基づき処理する、家庭系の燃やせるごみ（3, 500 t / 年度）を含む。

(2) 最終処分

処分方法、処分量等

処分方法	処分物	処分量 (t / 年度)	処分主体	処分場所 (所在地)
埋立処分	焼却残渣 ^さ	1, 800	市 (委託)	新和企業有限会社処分場 (茨城県北茨城市)
		1, 400		ジークライト株式会社最終処分場 (山形県米沢市)
		800		新井総合施設株式会社最終処分場 (千葉県君津市)
溶融固化 (再資源化)		1, 200		新日本電工株式会社 (茨城県鹿嶋市)
		300		メルテック株式会社 (栃木県小山市)
焼成処理		1, 100		ツネイシカムテックス株式会社 (埼玉県寄居町)
合計		6, 600t		

※ 松戸市との協定に基づき処理する家庭系の燃やせるごみの焼却残渣^さ (330 t / 年度) を含む。

6 循環利用計画

循環利用促進のための資源物の種類及び収集量等

区分	収集方法	資源物の種類	収集量 (t / 年度)
戸別・集積所収集	指定された排出場所等で紙類を収集する。	新聞	2,246
		雑誌	
		段ボール	
	瓶及び缶は、指定のコンテナで、ペットボトルは、指定のネットで収集する。	瓶	1,447
		缶	447
		ペットボトル	655

拠点回収	月に1回、市役所及び公民館で、廃食油、古着古布を回収する。	廃食油	1,930(ℓ)
		古着古布	35
	年に1回、市役所、駅前行政サービスセンター及びビーナスプラザで、不用はがきを回収する。	不用はがき	1
	市役所、公民館等の公共施設に回収ボックスを設置し、小型家電を回収する。	小型家電	18
処理施設からの回収	クリーンセンターに搬入された燃やせないごみ及び粗大ごみは、破砕処理後、金属を回収する。	雑鉄	843
		雑アルミ	12
資源回収	自治会、子ども会、PTA等が、資源回収対象品目を回収する。	新聞	1,132
		雑誌	705
		段ボール	831
		古着古布	120
		飲料用紙パック	11
		紙製容器包装	1
合 計 8,504 t (廃食油 1,930ℓ)			

7 処理施設の概要

(1) 焼却施設

施設名	浦安市クリーンセンター（焼却施設）
所在地	浦安市千鳥15番地2
炉型式	全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
処理能力	270 t／日（90 t／24時間×3炉）
稼動年月日	平成7年4月1日

(2) 不燃及び粗大ごみ処理施設

施設名	浦安市クリーンセンター（不燃及び粗大ごみ処理施設）
所在地	浦安市千鳥15番地 2
選別の種類	4 種分別（鉄類、不燃物、可燃物及びアルミニウム）
破砕機型式	堅型衝撃・剪段併用回転式
処理能力	70 t / 5 時間（1 基）
稼動年月日	平成 7 年 4 月 1 日

（3）再資源化施設

施設名	浦安市クリーンセンター（再資源化施設）
所在地	浦安市千鳥15番地 2
処理能力	42.5 t / 5 時間
選別の種類	缶 類：2 種選別・圧縮成形（スチール缶及びアルミ缶） 瓶 類：4 種選別（活瓶、無色、茶及びその他カレット） 紙 類：3 種選別・圧縮梱包（新聞、雑誌（紙製容器包装を含む。）及び段ボール） ペットボトル：圧縮梱包
稼動年月日	平成11年 4 月 1 日

8 発生抑制・排出抑制計画

（1）家庭系廃棄物の発生抑制及び排出抑制

主な事業名	事業の概要
食品ロス削減の推進	市ホームページや広報うらやす、スマートフォン用無料アプリ「クルなび」等を活用し、食品ロス削減の推進を行う。まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を回収するフードドライブを実施し、フードバンク等へ提供する。
ビーナスプラザの運営	ごみ問題全般に関する情報発信及び家庭からの不用家具等の引取り、展示販売、フリーマーケットの開催等の事業を行う。
クリーンセンター及びリサイクルプラザ見学の実施	ごみ処理やリサイクルの実態を身近に体験してもらうため、年間を通してクリーンセンター及びリサイクルプラザの見学を実施し、ごみ処理やリサイクルの状況を知ってもらい、分別の徹底並びに発生抑制及び排出抑制の普及啓発を行う。

小型家電回収・分解事業	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づき、小型家電を回収し、含有する金属の再資源化を行う。また、回収した小型家電は、就労支援を目的として、福祉事業体に分解委託後、収集依頼を行う。
-------------	--

(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業の概要
事業系ごみ適正処理の啓発	許可業者と未契約である事業所又は事業系少量一般廃棄物指定収集袋排出事業所として登録をしていない事業所に対して、啓発パンフレットを送付し、直接事業所を訪問して事業系ごみの適正処理、発生抑制及び再資源化を促進する。また、事業系少量一般廃棄物指定収集袋排出事業所として登録をしているにもかかわらず、指定ごみ袋による排出がない事業所に対しても適正処理の啓発及び指導を行う。
多量排出事業者の啓発・指導	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第2号）に基づき、多量排出事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量計画書の提出を義務付け、立入検査を実施し、ごみの発生抑制及び再資源化について啓発及び指導を行う。
クリーンセンターへの廃棄物搬入規制の強化	ガイドラインを活用し、事業者に対して、事業系一般廃棄物の処理基準及び搬入ルール of 周知徹底を行うとともに、産業廃棄物や処理困難物等のクリーンセンターへの搬入規制を行う。

9 市民参加・情報公開計画

主な事業名	事業の概要
廃棄物減量等推進員 （ビーンズ推進員）制度	ごみの減量及び再資源化を推進していくための地域のリーダー的な役割を担うビーンズ推進員を各自治会から選出してもらう。ビーンズ推進員は、個々の日常生活の中でごみの減量及び再資源化の推進を実践し、自治会内での分別指導を含むごみ出し指導、その呼びかけ等を行うとともに、市の各種イベントに協力する。
浦安市環境基本計画年次報告書の作成	循環型社会の実現に向けた取組、廃棄物処理、リサイクルの実績等を公表する。

広報うらやす、市ホームページ、ケーブルテレビ等の活用	ごみの減量及び再資源化に関する施策の情報等を広報うらやす、市ホームページ、ケーブルテレビ、パンフレット、リーフレット等を活用し幅広く提供する。
出前講座（おでかけビーナス）の開催	市民の集まり、認定こども園及び小中学校等で、ごみの減量及び再資源化に関する講演等を実施する。
ビーナスプラザによるリサイクル関連教室の開催	市民が参加することができるリサイクル等に関連する各種教室を開催する。
ごみ分別アプリ「クルなび」の運用	ごみ分別辞典やごみ収集日を簡単に調べられるスマートフォン用無料アプリ「クルなび」を運用し、ごみの減量及び再資源化についての情報を発信するとともに、市民生活の中で役立ててもらおう。

第2 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集区域

浦安市全域

(2) 計画処理人口

ア し尿処理人口 130 人

イ 浄化槽処理人口 4,470 人

ウ 下水道処理人口 167,835 人

(3) 収集運搬

ア 収集形態及び収集量

単位：k1/年度

廃棄物の種類	収集形態	収集量
し 尿	市（委託）	335k1
	許可業者	
浄化槽汚泥	許可業者	1,980k1
収 集 量 合 計		2,315k1

イ 収集回数

(ア) し尿

定額制

一般家庭で原則として3人以下の世帯は月1回、4人以上の世帯は

月2回とする。

従量制

事業所及び定額制を採用することが適当でない一般家庭等は、回数を特に定めない。

(イ) 浄化槽汚泥 年1回以上とする。

ウ 収集方法等

(ア) 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水する。

(イ) 浄化槽管理者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検は千葉県の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託し、清掃については市長が許可をした浄化槽清掃業者により年1回以上清掃をしなければならない。

(ウ) 浄化槽汚泥は、市長が許可をした収集運搬業者に収集を依頼し、収集運搬業者は浦安市クリーンセンター（し尿処理施設）に搬入する。

(エ) し尿は、市長が委託をした業者が収集し、浦安市クリーンセンター（し尿処理施設）に搬入する。

(オ) 仮設トイレのし尿は、市長が許可をした収集運搬業者に収集を依頼し、収集運搬業者はこれを浦安市クリーンセンター（し尿処理施設）に搬入する。

2 中間処理計画

区 分	処理方法及び処理量	処理主体
し 尿 浄化槽汚泥	1 高負荷脱窒素処理方式（下水道放流） 脱水汚泥 68.7 t／年度 きょう 夾 雑物 1.0 t／年度 さ (し渣) 計 69.7 t／年度	市（委託）
	2 焼却処理	

3 処理施設の概要

施設名	浦安市クリーンセンター（し尿処理施設）
所在地	浦安市千鳥15番地2

処理方式	高負荷脱窒素処理方式（下水道放流）
処理能力	35kl／日 （し尿：3kl／日 浄化槽汚泥：32kl／日）
稼動年月日	平成9年4月1日